

令和 7 年度 小中学校受水槽及び高架水槽清掃業務委託 仕様書

小中学校の受水槽及び高架水槽の清掃業務委託（以下「貯水槽清掃委託」と言う）に関する事項は、この仕様書に基づいて行うものとする。

1 件 名 令和 7 年度 小中学校受水槽及び高架水槽清掃業務委託

2 委託期間 契約日の翌日から令和 7 年 10 月 24 日まで

実施時期については、清掃時間中に断水が発生することから、学校が長期休業期間中である 8 月に実施することが望ましい。但しこれ以外の期間でも、学校の同意により可能であるとする。

3 施設名 市内小学校 21 校、中学校 9 校に設置されている貯水槽（受水槽、高架水槽）設備
別紙「学校および受水槽・高架水槽一覧」

4 根拠法令等

水道法第 3 4 条の 2 第 1 項、同法施行規則第 5 5 条第 1 号、磐田市水道事業給水条例第 3 3 条、磐田市水道事業給水条例施行規則第 1 5 条第 1 号に基づく貯水槽の定期清掃義務により実施する事を目的とする。

5 貯水槽清掃業務委託の内容

貯水槽清掃業務は厚生労働省令に定められたとおりに行うものとする。

（1）一般事項

ア 作業及び使用器具は、タンクの清掃専用のものとする。

イ タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

ウ 高架水槽がある場合は、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則に基づき落下防止等の安全対策を講じる。

エ 熱中症等の対策を講じて実施する。

（2）作業班の編成及び清掃作業監督者・作業従事者の配置

ア 作業班の編成

（ア）貯水槽清掃作業監督者またはそれと同等の者を責任者とし、原則として 3 名以上からなる作業班を編成の上、清掃を行う。

（イ）水槽施設、付帯設備、清掃条件により必要に応じて増員する。

イ 清掃作業監督者及び清掃作業従事者

清掃作業は、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者が責任者として行うこと。また、従事者は飲料水貯水槽清掃作業の研修を修了した者であること。

- (ア) 健康を保持し、清掃日の前日の入浴、作業直前の手足などの洗浄および消毒を励行する。
- (イ) 全従事者は、6ヶ月以内に1回検便その他健康診断を行い、保菌がないものが行うこととする。
- (ウ) 伝染病病原菌の保菌者及び作業当日健康状態不良（下痢、発熱等）の者は、作業に従事させてはならない。

(3) 事前の点検

貯水槽の適切な清掃を行うため、設置者および学校と十分な打ち合わせを行い、次により事前点検を行う。

- (ア) 給水施設図面等により、その構造、配管、電気配置等を確認する。
- (イ) 貯水槽周辺の状況、不衛生なごみの有無等を点検する。
- (ウ) マンホールの施錠の有無や汚水、雨水等の浸入の有無を点検する。
- (エ) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間、吐水口空間を点検する。
- (オ) 水抜管、通気管及びオーバーフロー管等開口部の防虫設備を点検する。
- (カ) 貯水槽の水漏れ、外壁の損傷等を点検する。
- (キ) 各種機器（ボールタップ・満減水警報装置・フロートスイッチ又は電極式制御装置・給水ポンプ・フート弁・塩素滅菌機等）の作動状態を点検する。
- (ク) 作業場所の安全性を確認する。

(4) 清掃作業準備

- ア 貯水槽清掃専用の使用器具を使用前に洗浄消毒する。
- イ 専用の作業着を作業現場にて着用する。
- ウ 清掃前に給水栓末端の残留塩素を測定し同時に臭い・味・色・濁りの有無を確認する。
- エ

(5) 清掃作業

- ア 清掃作業は、受水槽、高架水槽の順番で実施する。
- イ 清掃前の汚れ状況を写真撮影する。
- ウ 槽内の水あか、バクテリア等の除去清掃を行う。（汚れのひどい場合は貯水槽清掃専用洗剤を使用し確実に汚れを落とす。）
- エ 必要に応じて槽内給水管等の錆の状況等を写真撮影し、除去できる錆は除去する。
- オ 槽内の洗浄残水は確実に除去する。
- カ 清掃後の写真撮影をする。
- キ 槽内に作業用具の置き忘れ異物等の有無を確認する。

(6) 消毒

- ア 次亜塩素酸ナトリウム 100 mg/l溶液又は同等の消毒液を2回以上噴霧する。
- イ 消毒終了後少なくとも30分以上経過したのち、再度水洗いしてから水張りを行う。

(7) 清掃後の点検

- ア 給水ポンプ・警報盤等の操作盤の復旧確認を確実にを行う。

イ 給水栓から水が出ることを確認する。

ウ 給水栓より十分に放水した後、水質検査を行い、異常のないことを確認する。

水質検査は下表の項目について行い、それぞれ基準に適合していることを確認する。

検査項目	基準
残留塩素濃度	遊離残留塩素の場合は 0.2 mg/l 以上 結合残留塩素の場合は 1.5 mg/l 以上
色度	5 度以下であること
濁度	2 度以下であること
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと

8 報告書の作成・提出

(1) 事前提出書類

清掃消毒業務の事前提出書類は、次のとおりとし、契約後、速やかに提出する。

ア 作業工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

イ 事前点検表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

ウ 作業者の資格・証明書写しの提出・・・・・・・・・・ 1 部

(2) 作業報告書

清掃消毒業務の報告書は、次のとおりとし、作業完了後、速やかに提出する。

ア 作業完了報告書

(ア) 作業記録（清掃前・後写真、各槽 1 枚以上）・・・・・・・・ 1 部

(各小学校、中学校別に取りまとめる。)

(イ) 槽内外点検表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

9 再委託の禁止

本清掃消毒作業の義務及び権利を第三者に譲渡したり、この処理を再委託したりしてはならない。

10 疑義

その他、本仕様書に定めていない事項または疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

[別紙]学校および受水槽・高架水槽一覧

小学校		水道	種類	有効容量(m ³)	構造
1	磐田北小学校	市水	受水槽	18	FRP
			高架水槽	12	FRP
2	磐田中部小学校	市水	受水槽	32	FRP
			受水槽(分校舎)	2	FRP
			高架水槽	12	FRP
3	磐田西小学校	市水	受水槽	42	FRP
			高架水槽	8	FRP
4	磐田南小学校	市水	受水槽	36	FRP
			高架水槽(南)	8	FRP
			高架水槽(北)	7	FRP
5	東部小学校	市水	受水槽	27	FRP
			高架水槽(東)	12	FRP
			高架水槽(西)	6	FRP
6	大藤小学校	市水	受水槽	24	FRP
			高架水槽	4	FRP
7	向笠小学校	市水	受水槽	40	FRP
			高架水槽	12	FRP
8	長野小学校	簡水	受水槽	37.5	ステンレス
			高架水槽(南)	8	FRP
			高架水槽(北)	6	FRP
9	岩田小学校	市水	受水槽	15	ステンレス
			高架水槽	6	FRP
10	田原小学校	市水	受水槽	30	FRP
			高架水槽	9.6	FRP
11	富士見小学校	市水	受水槽	25	FRP
			高架水槽	10	FRP
12	福田小学校	市水	受水槽	10	FRP
			受水槽	8	FRP
			高架水槽	8	鉄
13	豊浜小学校	市水	受水槽	24	ステンレス
			高架水槽(北)	6	ステンレス
			高架水槽(南)	4	ステンレス
14	竜洋東小学校	市水	受水槽	24	RC
			高架水槽	4	FRP
15	竜洋西小学校	市水	受水槽	14.2	RC
			高架水槽	3	ステンレス
		井水	受水槽	30	RC
			高架水槽	6	ステンレス
16	竜洋北小学校	市水	受水槽	20	RC
			高架水槽	5	FRP
		井水	受水槽	50	RC
			高架水槽	6	FRP
17	豊田南小学校	市水	受水槽	12.5	ステンレス
			高架水槽	8	ステンレス
18	青城小学校	市水	受水槽	35	FRP
			高架水槽(南)	8	FRP
			高架水槽(北)	3	FRP
19	豊田東小学校	市水	受水槽	40	FRP
			高架水槽(南)	6	FRP
			高架水槽(北)	8	FRP
20	豊岡南小学校	市水	受水槽	15	ステンレス
			高架水槽	8	ステンレス
21	豊岡北小学校	市水	受水槽	24	FRP
			受水槽	12	ステンレス
			高架水槽	2	ステンレス
			高架水槽	4	FRP

[別紙]学校および受水槽・高架水槽一覧

中学校		水道	種類	有効容量(m ³)	構造
1	磐田第一中学校	市水	受水槽	31	FRP
			高架水槽	9	FRP
2	城山中学校	市水	受水槽	48	FRP
			高架水槽	12	FRP
3	向陽中学校	市水	受水槽	108	ステンレス
4	神明中学校	市水	受水槽	50	FRP
			高架水槽	10	FRP
5	南部中学校	市水	受水槽	50	FRP
			高架水槽	15.75	ステンレス
			プール受水槽	2	FRP
6	福田中学校	市水	受水槽	30.6	RC
			高架水槽	6.8	FRP
7	竜洋中学校	市水	受水槽	16	FRP
			高架水槽	4	FRP
		井水	受水槽	21	FRP
			高架水槽	8	FRP
8	豊田南中学校	市水	受水槽	30	ステンレス
			高架水槽	12	ステンレス
9	豊岡中学校	市水	受水槽	20	ステンレス
			高架水槽	6	ステンレス